

第7 屋内タンク貯蔵所

第7 屋内タンク貯蔵所（危政令第12条）

1 区分

- (1) 「屋内タンク貯蔵所」とは、屋内にあるタンク（危政令第2条第4号～第6号に掲げるものを除く。）において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。（危政令第2条第3号）
- (2) 危規則第1条の3第7項第1号に規定する屋内貯蔵タンクに、加圧しないで、常温で貯蔵保管されている動植物油類は、法別表の品名から除外されるため規制対象外である（危規則第1条の3第7項第1号）。

2 規制範囲

屋内タンク貯蔵所は、屋内貯蔵タンク、タンク専用室及びこれらに附属する工作物並びに危険物取扱配管（注入口設備を含む。）を規制の範囲とすること。

3 許可数量の算定

許可数量は、タンク容量によるものとし、規制範囲内に2以上のタンクがある場合は、それぞれのタンク容量を合算する。

タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

4 位置、構造及び設備の基準

- (1) 危政令第12条第1項を適用する平家建の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所

ア 標識、掲示板（危政令第12条第1項第3号）

危政令第12条第1項第3号に規定する「標識、掲示板」は、第3「製造所」の例による。

イ 通気管等（危政令第12条第1項第7号）

(ア) 危政令第12条第1項第7号に規定する通気管は、危規則第20条第2項の規定によるほか、横引き配管は、100分の1以上の上り勾配とすること。

(イ) アルコール類を貯蔵するタンクに設ける通気管にあつては、大気弁付通気管とすることができる。【S37.10.19自消丙予発108】

ウ 自動表示装置（危政令第12条第1項第8号）

危政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」付近において、タンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあつては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆

エ ポンプ設備（危政令第12条第1項第9号の2）

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第12条第1項第9号の2及び第2項第2号の2の規定等によるほか、次によること。

(ア) ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有すること。

(イ) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けるときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。

オ 危険物が浸透しない構造（危政令第12条第1項第16号）

危政令第12条第1項第16号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第3「製造所」の例による。

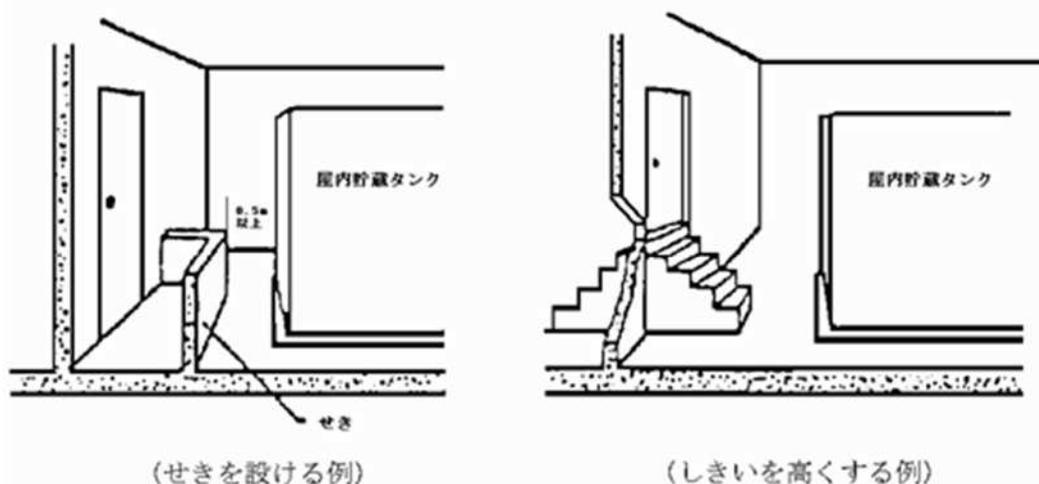
カ タンク専用室の出入口のしきい（危政令第12条第1項第17号）【S46.7.27消防予106】

危政令第12条第1項第17号及び同条第2項第8号に規定する流出防止のための構造は、出入口にしきいを設けるか又はタンク専用室内にせきを設け（第7-1図参照）て、貯蔵する危険物の全量を収納することができるものとするほか、次によること。

(ア) せきは、鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリートブロック造りとすること。

（イ）せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

第7-1図



キ 屋内貯蔵タンク周囲の間隔

（ア）屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間隔は、タンクの点検等に必要の間隔であることから、点検等に必要の間隔（0.5m以上）を確保すること。

（イ）屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（上階のある場合は上階の床）との間隔は、0.5m以上とすること。

ク 注入口

危政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」は、第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

ケ 弁、水抜管及び配管【S40.10.26 自消乙予発20】

（ア）危政令第12条第1項第10号及び第11号に規定する「弁」及び「配管」は、第3「製造所」及び第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

（イ）危政令第12条第1項第10号の2に規定する「水抜管」は、第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

（ウ）危政令第12条第1項第11号の2に規定する「液体の危険物を移送するための配管」は、第6「屋外タンク貯蔵所」の例による。

（エ）油配管は、溶接継手とするものであること。

ただし、常時点検ができる部分の継手に関しては、この限りでないこと。

コ タンク専用室の構造等

屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造等は、危政令第12条第1項第12号の規定等によるほか、延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできない。

ただし、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気及び排出の設備による開口部を設けることができること。

参考通知

「ビルの地階に危険物貯蔵所及び取扱所を設置することについて」【S40.5.4 自消丙予発83】

サ 採光、換気及び排出の設備

危政令第12条第1項第18号に規定する「タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備」は、第5「屋内貯蔵所」の例による。

シ 電気設備

危政令第12条第1項第19号の規定による電気設備は、第17「電気設備」の例によること。

ス その他

(ア) 屋内貯蔵タンクの固定

屋内貯蔵タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定すること。

(2) 危政令第12条第2項を適用する平家建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所

ア 自動表示装置（危政令第12条第2項第2号）

危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等を設置する場合は該当する。【S46.7.27 消防予106】

イ タンク専用室の出入口のしきい（危政令第12条第2項第8号）

危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に貯蔵されている危険物の全容量が収容できるものとする。【S46.7.27 消防予106】

ウ その他

タンク専用室を隣接させ、一方のタンク専用室をもう一方のタンク専用室を経なければ出入りできない構造にした場合（第7-2図参照）、それぞれを別の屋内タンク貯蔵所とすることは、一の出入口を共用していることから認められない。【S40.5.4 自消丙予発83号】

第7-2図 一方のタンク専用室を経なければならない例

